

まくべつ

第64号

令和6年9月発行

農業委員会だより



農地パトロール(利用状況調査)のようす

許可案件の履行状況確認、遊休農地化の未然防止を目的に8月20日から22日まで、町内全域を4地区に分け、農地パトロールを実施しました。

※写真～左上が忠類、右上が札内・大正、左下が南幕別、右下が北幕別地区

紙面あんない

農作業事故に注意	2 P
農地パトロール	2 P
農地所有者へお願い	2 P
農地の転用	3 P
地域計画情報	4～7 P
農業者年金制度の概要	8 P

編集・発行 幕別町農業委員会

中川郡幕別町本町130番地1

電話 0155-54-6625

FAX 0155-54-5564

忠類支局 01558-8-2111

E-mail: nogyoinkai@town.makubetsu.lg.jp

HP: <http://www.town.makubetsu.lg.jp/>

⇒「農業委員会」

～ 収穫時期の農作業事故にご注意を ～

幕別町における農作業中の負傷事故は、年間40件前後発生しており、令和5年度において37件発生しています。

発生原因は、家畜による事故が21件（56.8%）で最も多く、次いで農業機械による事故が9件（24.3%）、小農具が4件（10.8%）となっています。

◆直近5年間の原因別農作業事故発生状況の推移（負傷事故）

年度	家畜 関連	農業 機械	高所 転落	人の 転倒	蜂	農薬	鎌・鋤	小農具	その他	不明	計
R元年度	22	11	4	6	1	0	2	0	9	2	57
R2年度	16	8	2	6	2	0	1	1	2	0	38
R3年度	13	6	2	5	0	0	0	3	3	0	32
R4年度	24	3	2	0	0	2	1	3	1	0	36
R5年度	21	9	1	0	0	1	0	4	1	0	37
計	96	37	11	17	3	3	4	11	16	2	200

これらの農作業事故は、作業の遅れに伴う疲れや焦り、作業の慣れや気持ちの緩みなど、ちょっとした油断や不注意が原因と考えられます。

余裕を持ち、積極的に休憩をとり、家族で声を掛け合いながら農作業を進めましょう。

☆注意すべきポイント

- ・点検等は、まず「エンジンを停止」させてから
- ・運転・始動は、周辺の「安全確認」を徹底して
- ・停車時は、「ブレーキの確認」を
- ・作業は、「無理せず」安全に
- ・疲れたら、なるべく「休憩」を



農地パトロール

農業委員会では、平成22年度に「農地パトロール実施要領」を制定し、毎年1回、町内の農地の利用状況調査を実施しています。本年度は、表紙に記載のとおり、8月に農地パトロールを実施しました。

農地所有者へお願い

農地は、数年耕作をやめてしまうと、原形がわからないほど荒れてしまいます。

遊休農地（耕作放棄地）は、農地集積に支障をきたすだけでなく、周辺の病害虫発生の原因や有害鳥獣の隠れ場所になり、農業振興に悪影響を及ぼします。

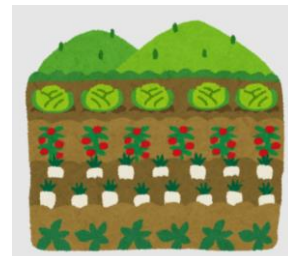
また、ごみの不法投棄や火災発生など生活環境に悪影響を及ぼしかねないので、適正な管理をお願いします。

農地を農地以外で利用したい（農地の転用）

◆「農地の転用」とは？

人為的に農地・採草放牧地を農地・採草放牧地以外にすることを「農地転用」といいます。

農地を農業用施設（牛舎、倉庫など）、資材置き場、駐車場にするなど、農地以外で利用したい場合や砂利を採取するなど一時的に農地以外とする場合も農地転用に該当します。



◆農地転用に関する法律

農地を転用するには、農業委員会が担当する「農地法」と農林課が担当する「農振法」の2つの法律が関係します。農地を転用する前に、それぞれの法律に基づく申請・許可が必要になります。ここでは、農地法について説明します。

◆許可が必要なのはなぜ？

農地は、農業生産の基盤であり、限られた貴重な資源です。国民への食料の安定供給を確保するためには、優良な農地を確保する必要があります。

したがって、自由に農地が転用され、農地が減っていくことを防止するため、農地法により、農地の転用に制限がかかっております。

◆許可を受けるまでに期間を要します。

農地を転用するには、農業振興地域の「農用地区域でない」ことなどの条件があります。転用を申請する農地が農用地区域の場合、農地転用の申請は、農業振興地域の関連手続きが済んだ後になります。

また、農業委員会は、農地転用の申請を受けた場合、現地調査、総会審議（内容によっては、北海道農業会議へ意見聴取）を経て許可しますので、2ヶ月ほど期間を要する場合があります。

農地の転用をご検討の方は、お早めに農業委員会事務局にご相談ください。

◆許可を受けずに転用すると？

許可を受けずに転用した場合、又は申請と違う転用をした場合

→工事の中止や農地への原状回復の命令がなされます。（農地法第51条）

※違反罰則 個人：3年以下の懲役又は300万円以下の罰金（農地法第64条）

法人：1億円以下の罰金（農地法第67条）

農地の売買・貸借の仕組みが変わります！

～ 地域計画の策定と農地の売買・貸借方法の変更について ～

「地域計画」に対する問合せは、幕別町農業振興公社 まで(電話 0155-57-2711)

1 地域計画とは

農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律が施行され、市町村は、令和7年3月末までに地域の農地利用の将来像を見える化した「地域計画」を策定することとなりました。

「地域計画」は、これまでの「人・農地プラン」を基本に、地域との話し合いにより、誰がどのように農地を使って農業を進めていくかを、一筆の農地ごとに具体的に把握し、10年後に目指すべき農地利用の姿を作成するものです。

人・農地プラン
(地域農業の将来のあり方)



地 域 計 画
(地域農業の将来のあり方 + 農地利用の姿)



幕別町では、**現状の農地の耕作者(※)**を地域計画に位置付ける予定です。

※ 現状の農地の耕作者とは…

- ① 所有地を耕作する者
- ② 農地法3条、農業経営基盤強化促進法による賃貸借、又は使用貸借により耕作している者

2 令和7年4月以降の農地売買・貸借

(1) 売買・貸借方法

原則として**北海道農業公社経由**になります。

(2) 農地を買える人、借りられる人

「地域計画に位置付ける者」である必要があります。

売買の場合の受け手の優先順位は、次のようになります。

- ① 地域計画に位置付ける者である現状の耕作者
- ② (①の者が引き受けない場合) 農地の所在する地域の
地域計画に位置付ける者

つまり

売買の場合、これまでは、売渡申出地を農業経営基盤強化促進法により賃貸借している者のみを優先としていましたが、令和7年4月以降は、農地法3条で賃貸借している者も優先となります。

3 農地の賃貸借(町公社賃貸借)の変更

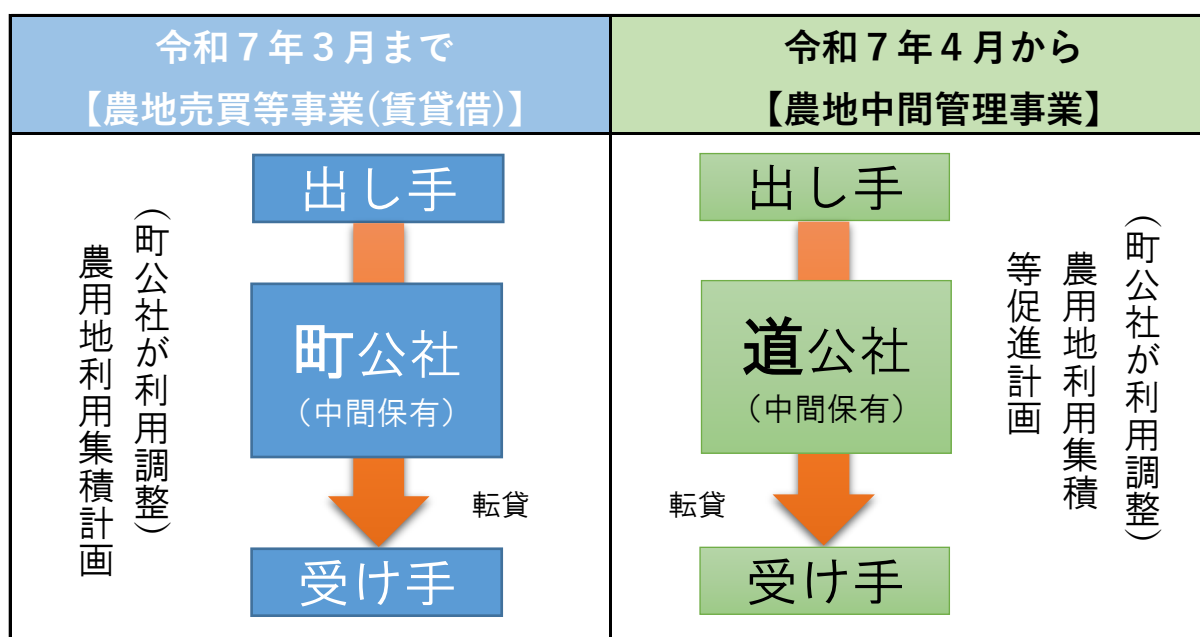
(1) 仕組み

これまで、農業経営基盤強化促進法による農地売買等事業（賃貸借）により、幕別町農業振興公社（以下、「町公社」）が中間保有する形で、農地の賃貸借を行ってきました。

令和7年4月以降は、北海道農業公社（以下、「道公社」）による農地中間管理事業に移行します。

※ 農地の利用調整(受け手・賃貸借価格の決定)は、町公社が実施(変更なし)

※ 地域計画策定前に作成した農用地利用集積計画は、賃貸期間満了まで有効



(2) 賃貸借料の精算・手数料・管理料

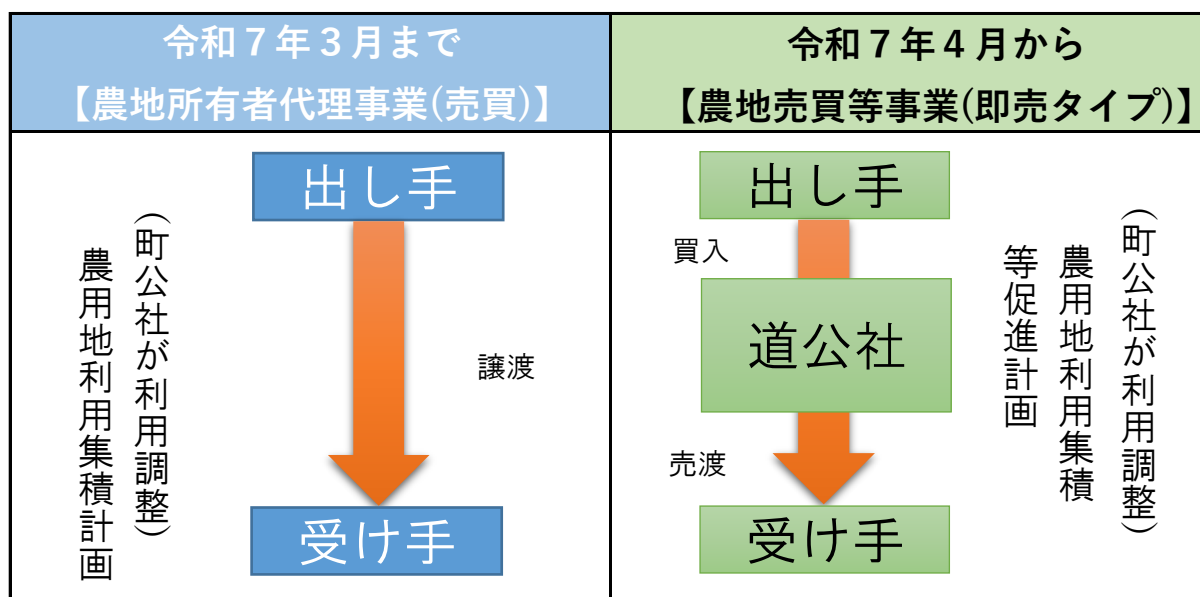
		令和7年3月まで 【農地売買等事業(賃貸借)】	令和7年4月から 【農地中間管理事業】
賃貸借料の精算	受け手	(原則) 11月15日に町公社に支払	(原則) 11月30日に 道公社 に支払
	出し手	(原則) 11月30日に町公社から受取	(原則) 12月20日に 道公社 から受取
事務手数料・管理料	受け手	0 円	当面の間、0 円
	出し手	0 円	当面の間、0 円

4 農地の売買(町公社売買)の変更

(1) 仕組み

これまで、農地所有者代理事業(売買)(いわゆる、町公社売買)により、町公社が利用調整し、農地の売買を行ってきましたが、令和7年4月以降は、道公社を経由する農地売買等事業(即売タイプ)に移行します。

※ 農地の利用調整(受け手・売買価格の決定)は、町公社が実施(変更なし)



(2) 売買代金の精算・所有権移転登記・手数料・譲渡所得特別控除

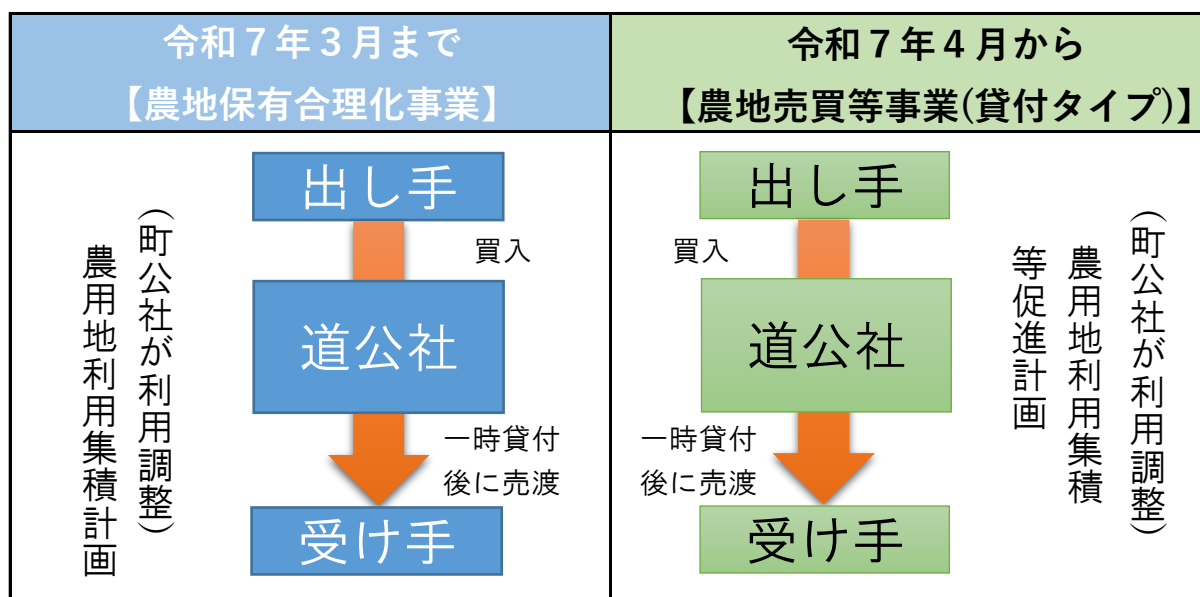
	令和7年3月まで 【農地所有者代理事業(売買)】	令和7年4月から 【農地売買等事業(即売タイプ)】
売買代金の精算	受け手が出し手に支払	①道公社が、受け手の資金実行日確認 ②道公社が、受け手の資金実行日に応じ、出し手への代金支払日を決 ③道公社が、出し手に代金支払 ④受け手が、道公社に代金支払
所有権移転登記	受け手の請求により、町が嘱託登記	道公社が登記
事務手数料等	①嘱託登記手数料 8,200円 ②登録免許税 土地の固定資産税評価額×1% ③不動産取得税特別控除証明発行手数料 300円	①事務手数料(登記手数料含む) 買入額×1%+消費税 ②登録免許税 土地の固定資産税評価額×1% ③不動産取得税特別控除証明発行手数料 300円
	出し手 0円	〇事務手数料 売渡額×2%+消費税
譲渡所得特別控除	出し手 800万円	

5 農地の売買(道公社売買)の変更

(1) 仕組み

道公社による農地保有合理化事業（いわゆる、道公社売買）は、農地売買等事業（貸付タイプ）となります。買入・一時貸付・売渡の流れは今までとおりですが、嘱託登記・事務手数料・管理料は変更されます。

※ 農地の利用調整(受け手・賃貸借(売買)価格の決定)は、町公社が実施(変更なし)



(2) 売買代金の精算・所有権移転登記・手数料・譲渡所得特別控除

		令和7年3月まで 【農地保有合理化事業】	令和7年4月から 【農地売買等事業(貸付タイプ)】
売買代金の精算	受け手	(原則) 売買契約の5年後に道公社に支払(5年間は道公社に賃貸料を支払)	
	出し手	(原則) 売買契約後1か月以内に道公社が出し手に支払	
所有権移転登記		受け手の請求により、町が嘱託登記	道公社が登記
事務手数料等	受け手	①管理料(期間中) 毎年 買入額×2%+消費税 (うち1%が売渡後に助成金として受け手に道公社から交付) ②嘱託登記手数料 8,200円 ③登録免許税 土地の固定資産税評価額×1% ③不動産取得税特別控除証明発行手数料 300円	①貸付料(期間中) 毎年 買入額×1% ※令和6年4月買入分から適用 ②登録免許税 土地の固定資産税評価額×1% ③不動産取得税特別控除証明発行手数料 300円
	出し手	売渡額×2%+消費税	
譲渡所得特別控除	出し手	原則、800万円(買入協議を行った場合は、1,500万円)	

農 業 者 年 金 制 度 の 概 要

農業者年金の6つのポイント

① 加入

60歳未満の国民年金第1号被保険者で、
年間60日以上農業に従事の方が対象。
(配偶者や従業員も加入できます。)

② 積立方式

年金額が、加入者や受給者に左右されな
い積立方式(確定拠出型)を採用。

③ 国庫補助

要件を満たせば、保険料が安くなる。

④ 保険掛け金の自由選択制

月額2万～6万7千円で設定可。

⑤ 税制優遇

保険料の全額が、所得税の社会保
険料控除額に適用。

⑥ 終身年金

満80歳になる前に亡くなった場合、
ご遺族が、80歳までに受け取ると
仮定した金額を一時金として受領。

全国農業新聞は、農業者の公的機関である農業委員会
系統組織が発行する農業総合専門紙です。全国農業新聞
は、農業委員会で購読の申込みを受け付けています。

◆発行日 毎週金曜日

◆購読料 700円/月(送料、税込)

◆発 行 全国農業会議所



農業者年金の内容やご相談は、最寄りのJA、幕別町農業委員会又は農業
者年金基金(電話03-3502-3199(相談員))にお問い合わせください。

幕別町農業委員会事務局 TEL 0155-54-6625 ・ FAX 0155-54-5564

忠類支局 TEL 01558-8-2111

ホームページ <http://www.town.makubetsu.lg.jp/> ⇒ 「農業委員会」

・	・	・	・	・	・	◇
委	委	委	委	委	副	広
員	員	員	員	員	委員	報
					長	委
吉	萬	酒	長	棚	廣	員
田	谷	井	谷		瀬	
正	司	は	川	範	敏	
宏		や	旭	貴	文	
		み				

農地法に基づく各種
許可申請の締切りは、
毎月10日(閉庁日の場
合は、直後の開庁日)
です。各書類を準備の
上、農業委員会事務局
に提出してください。

QRコードからの
閲覧は、こちら

